

質問第五号

消費税増税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十月二十日

山本 太郎

参議院議長 尾辻 秀久 殿

消費税増税に関する質問主意書

一 消費税増税が経済や国民生活に対して及ぼす悪影響として、どのようなものがあると政府は認識しているか。

二 岸田首相は、二〇二一年九月の自民党総裁選当時、消費税率について「十年程度は上げることとは考えない」と明言した。現在の岸田内閣においても消費税を「十年程度は上げることとは考えない」との方針であるか。

三 松野官房長官は、二〇二三年九月十二日の記者会見で「消費税に当面触れることは考えていない」と述べた。

1 官房長官の言う「当面」とは、どの程度の期間であるか。

2 官房長官の言う「当面」は、前掲二で示した岸田首相が述べた「十年程度」と同程度の期間を意味しているか。

右質問する。